

合法性等の証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人木材表示推進協議会

制定令和6年9月25日

第一 目的

本実施要領は、当協議会の「違法伐採対策に関する自主的行動規範」で規定する「合法性等の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、木材・木材製品の合法性等の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

第三 事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、一般社団法人木材表示推進協議会業務方法書第5条で定める「入会申請書」に必要な書類を添えて当協議会に提出し、資格審査を受けなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当協議会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため一般社団法人木材表示推進協議会定款第40条で定める審査委員会において審査を行い、その可否を決定するものとする。
- 2 審査に関する事項は、別途定めるものとする。

第五 事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 合法性又は合法性等が証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非証明材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

- ③ 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当協会は認定事業者に対して、様式1で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、所在地、団体認定番号、認定年月日を当協議会のホームページに公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第七 証明書の発行

- 1 認定事業者は、証明材の出荷に当たって、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 証明書の様式は、様式2で定める「合法性等証明書」、又は既存の納品書等に様式2と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、様式3で定める「合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、証明材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに当協議会へ報告する。
- 2 当協議会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当協議会は、必要に応じて、認定事業者による証明材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当協議会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当協議会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し等

- 1 当協議会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、その実情に応じて注意、警告又は認定の取り消しを行うことができるものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当協議会は、認定を取り消したときは、様式4で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則

この実施要領は、令和6年9月25日から施行する。

(様式1) (事業者認定書の様式)

会 員 証

合法木材供給事業者認定書

資格確認申請書（木材・木製品の合法性証明用調書を含む）について、本協議会の審査委員会で審査した結果、本会会員として、また、合法木材供給事業者として認定いたします。

団体認定番号 :
事業場の名称 :
代表者名 :
事業場の所在地 :
認定の有効期間 : 年 月 日 ～ 年 月 日

一般社団法人木材表示推進協議会
会長

(様式2) (合法性等証明書の様式)

番号
令和 年 月 日

合法性等証明書

殿

事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
団体認定番号 :

下記の物件は、合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種 :
2 品目 :
3 数量 :

(注)

- ①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法性証明材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ②上記は、「合法性」を証明する例であり、「合法性・持続可能性」を証明する場合は、「合法性」の部分「合法性・持続可能性」と記述して下さい。
- ③「品目」には、丸太、製材、集成材等と記述して下さい。
- ④「数量」には、商取引上の単位（㎡、m³、本、枚など）と記述して下さい。

(様式3) (合法性等の証明された木材・木製品の取扱実績報告)

作成日 令和 年 月 日

一般社団法人 木材表示推進協議会
会長 様

認定団体名
認定団体識別記号
担当者名
TEL
FAX
Eメールアドレス

令和 年度中に取り扱った合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

期間(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

業 種		木材・木材製品の取扱量 (総数)		うち合法性等の証明されたもの		認定事業者数	
		入荷量 m3	出荷量 m3	入荷量 m3	出荷量 m3	主	副
素材生産							
素材流通							
木材加工	チップ						
	製材						
	合板						
	集成材						
	木質ボード類						
	その他()						
	その他()						
木材流通	その他()						
	製材						
	合板・ボード類						
	集成材						
	その他()						
その他	その他()						
	(住宅会社の自家用製材品)						
計							

令和 年 月 日現在(報告時点の最新の数を入力してください)

団体会員数		認定事業者数(会員)	
認定事業者数		認定事業者数(会員外)	

(注)

- 1 一認定事業者で複数業種の品目を取り扱っている場合は、各業種品目の欄に取扱量をカウントしてください。
- 2 認定事業者数の記載は、一認定事業者で複数業種を有する場合は主な業種を1とカウントし「主」欄に、副となる業種はその数を「副」欄に()書きしてください。
- 3 合法性等の証明されたもの: 合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品(証明書を交付したもの)です。
- 4 取扱量は全てm3に換算して記載してください。
- 5 素材生産、木材加工の入荷量、出荷量は歩留まりを考慮して記載してください。
- 6 その他欄に記載された場合は、その品目名も記載してください。
(記載欄が不足する場合は、別紙に記載の上添付してください)
- 7 認定団体識別記号とは、認定団体が事業者認定の際に付与する認定団体記号(例: 道木連第〇〇号、岩森合認札素連・・等)です。

担当:

(様式4) (認定取消通知書)

認定事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

一般社団法人木材表示推進協議会
会長

貴事業体については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性等の証明に係る事業者認定実施要領第十の規定により、○年○月○日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業場の名称 :
- 3 代表者名 :
- 4 事業場の所在地 :
- 5 取消の理由 :